

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ・新生児の訪問指導の実施 ・健康診査(妊婦健康診査・4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査)の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ・母子健康手帳の交付 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ・未熟児の訪問指導の実施 ・健康診査(4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査)に関する情報 なお、妊娠の届出は窓口、サービス検索・電子申請機能により受付する。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条 【情報照会】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①健康福祉部健康増進課 ②子ども未来部子ども家庭総合支援センター
②所属長の役職名	①健康増進課長 ②子ども家庭総合支援センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康増進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐藤 直子	内田 雅幸	事後	所属長名の見直し
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	内田 雅幸	清水 千絵	事後	所属長名の見直し
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年5月10日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成30年5月10日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 清水 千絵	健康増進課長	事後	所属長名の見直し
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月10日時点	平成31年4月12日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年5月10日時点	平成31年4月12日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IVリスク対策		平成31年4月12日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ・新生児の訪問指導の実施 ・健康診査(妊婦健康診査・4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査)の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ・母子健康手帳の交付 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ・未熟児の訪問指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ・新生児の訪問指導の実施 ・健康診査(妊婦健康診査・4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査)の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ・母子健康手帳の交付 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ・未熟児の訪問指導の実施 ・健康診査(4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査)に関する情報 	事前	
令和1年12月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	母子保健法による乳幼児に対する健康診査情報ファイル	事前	
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条 別表第二 69の2の項、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条 	事前	
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月12日時点	令和1年12月20日時点	事後	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月12日時点	令和1年12月20日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年1月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年12月20日時点	令和3年1月12日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年1月12日	IIしきい値判断項目 3. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年12月20日時点	令和3年1月12日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年3月29日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子保健法による乳幼児に対する健康診査情報ファイル	母子保健情報ファイル	事後	ファイル名の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条 別表第二 69の2の項、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条	【情報提供】 ・番号法第19条第7号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	法令上の根拠の見直し
令和3年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部健康増進課	①健康福祉部健康増進課 ②子ども未来部子ども支援課(妊娠届出の受理のみ)	事後	担当部署の追加に伴う見直し
令和3年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康増進課長	①健康増進課長 ②子ども支援課長	事後	所属の追加に伴う見直し
令和3年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	【情報提供】 ・番号法第19条第7号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条	事後	法令上の根拠の見直し
令和3年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 【情報照会】 ・番号法第19条第7号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 【情報照会】 ・番号法第19条第8号	事後	法令上の根拠の見直し
令和3年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年1月12日時点	令和3年12月1日時点	事後	判定基準日の見直し

